

## 鎌倉幕府に於ける地方監察の使節について

岡, 邦信  
九州大学法学部

<https://doi.org/10.15017/16203>

---

出版情報 : 法政研究. 47 (1), pp.123-173, 1980-10. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

# 鎌倉幕府に於ける地方監察の使節について

岡 邦信

- 一 はじめに
- 二 使節の派遣
- 三 個別的検討
  - I 中原久経・近藤国平の派遣
  - II 平盛時・武藤資頼の事例
  - III 鎌田俊長・小中太光家の派遣
  - IV 貞応元年の使者派遣
  - V 寛喜三年の巡検使
  - VI その他
- 四 結 (i), (ii), (iii), (iv)

## 一 はじめに

鎌倉時代、幕府は地方巡察のため、諸国に「巡検使」と呼ばれる使節を派遣したと言われる。しかし、その実態については不明な点が多く、研究の蓄積もほとんど無いと言っても過言ではない。それは史料がほとんど残されていないという事情によるものであろう。

巡検使についてのまとまった説明は、塙保己一編の「武家名目抄」職名部卅三下に「按巡検とは其所々をめくりて万事を監察することにて巡検使とよへる時は大かた国中をめくりて民間の苦楽を察し年の豊凶を検する使者を言へるなり」とあるものが唯一と言つても良い状態である。<sup>(1)</sup>

我国に於て、中央政府から地方監察のために使節を派遣することは、しばしば見られることである。古代に於ては巡察使・問民苦使等<sup>(2)</sup>が知られており、近世に於ては巡見使が幕府より派遣された。更に、中世に於ても、鎌倉幕府の「巡検使」以外にも室町幕府による地方監察の使節が存在したと言われる。武家名目抄に於ては「室町殿の世にはこれを上使といふが常の辞となりて巡検使といひし事いまた見る所なしされと大名諸家にも猶其称のこりて今の世にも巡検といふとなへあるを思へは室町殿の時にも必其称絶たりしにはあらざるへし」として、朝倉英林壁書十三条を例示している。更に、安芸国の有力国人領主で室町幕府奉公衆でもある小早川則平は將軍足利義持の命を受けて、九州巡察使として、九州諸大名間の紛争落居のため、九州探題渋川氏と共に成敗をしていると言われる。<sup>(3)</sup>

本稿は鎌倉幕府によって諸国に派遣された臨時の地方監察を件務とする使節の実態に検討を加えようとする一つの試みである。

(1) ちなみに『日本歴史大辞典』に於ても「鎌倉時代の職名、幕府の命によって指定の國中を巡視し、民間の苦楽を察し年の豊凶を検するなど地方の実情を検察する使者」とあり、ほぼ全面的に武家名目抄の説明に依拠している。(河出書房新社 昭和卅三年刊)

(2) 養老令職員令太政官条

(3) 巡見使については多くの研究がある。板沢武雄「諸国巡見使とその実際」(日本歴史一六三)、大平祐一「江戸幕府巡見使考」(『法と権力の史的考察』服藤弘司・小山貞夫編)、滝沢武雄「巡見使の制度について」(史観65・66・67合併号)、馬場憲一「諸国巡見使制度について―幕府政治との関連を中心に―」(法政史学24)、山崎真一郎「江戸幕府の巡

見使について」(『滝川博士選歴記念論文集』(日本史編)等が知られる。

(4) 『中世法制史料集』第三卷、但し、同書所収の題号「朝倉英林入道子孫へ一書」に於ては十四条

(5) 河合正治「小早川氏の氏寺について」(同氏編『瀬戸内海地域の宗教と文化』八三頁)、小早川則平の活動を示す史料は、阿蘇文書之一―二四四・二四六、同文書之二―阿蘇文書写七、小早川家文書之二―小早川家証文四六と五〇等がある。

## 二 使節の派遣

鎌倉幕府による巡検使派遣の実例として、武家名目抄は次の三例を掲げている。

I、文治元年、典膳大夫中原久経・近藤七国平を畿内近国巡検のため派遣

II、建久二年、平民部丞盛時・武藤次郎資頼等に出納和泉掾国守を副えて、伊勢・志摩両国の平家没官領で地頭未補の地を調査のために派遣

III、建久六年、新藤二俊長(鎌田・藤井と称す)小中太光家(岩手)を不熟損亡があつたため、御分国巡検使として派遣。

この三例はいずれも吾妻鏡の記事によるものである。<sup>1)</sup>

I、典膳大夫・近藤七等、為関東御使帯院宣、巡検畿内近国、成敗土民訴訟、然間当時其誤不聞、二品内々被感仰之處、尾張国有玉井四郎助重云者、本自為先猛惡、令懷諸人愁之由詎歌、近日殊又有違勅之科、仍件兩人為尋沙汰、雖遣召文敢不応、還及謗言、于時久経等言上子細之間、……<sup>2)</sup>

II、民部丞盛時、武藤次郎資頼等奉仰、遣使者於伊勢志摩兩國、又出納和泉掾国守相副之云々、是平家没官地、未被補地頭所々相交之由依聞食及、為巡檢之也云々<sup>3)</sup>

III、新藤二俊長、小中太光家等、為御分国巡檢使也、是不熟損亡之故也<sup>4)</sup>

この三例以外にも巡檢使派遣の例を見ることが出来る。

IV、承久の乱以後、守護地頭等の非法停止・京方武士の交名、所領の注申等のために貞応元年、<sup>(一二三)</sup>諸国に使者が派遣された。これは幕府の追加法中に見える。<sup>(6)</sup>

V、次に、寛喜三年に幕府は巡檢使を派遣することを六波羅探題に命令している。これも追加法中に見える。<sup>(6)</sup>

以上の五例に於て「巡檢使」という用語が使用されているのはIIIとVのみであり、I II VIは「御使」・「使者」という語が使用されている。Iでは「巡檢畿内近国」とある様に、「巡檢」は動詞として使用されており、IIでは「為巡檢之也」とある。又、VIでは「巡檢」という語すら使用されていない。しかし、VIについては、小早川家文書に、この時派遣された使者を「巡檢使」と呼んだ史料が見られる。<sup>(7)</sup>

単に、一般的な意味に於ける幕府の御使ということであれば、その例は枚挙に遑が無いであろう。武家名目抄に於ても「御使」を「按御使といへるはもと一職の名にはあらず使命をうくるものの貴称なるよしはいふもさらなり」とある。実際に、単なる意志の伝達のための使者、京都の意志を窺うための使者、儀礼的な使節、盜賊等の鎮庄のための使者、鬪乱を鎮め、実情調査のための使者等、様々な内容の使者に「御使」という語が使用されている。更に、幕府の御使と北条氏、特に執権個人の使者の別もあるであろう。<sup>(9)</sup> IIの様に御使として巡檢の任に当たったという例も見出されるであろう。

「和賀江嶋終其功、仍尾藤左近入道、平三郎左衛門尉、諏方兵衛尉為御使巡檢云々」<sup>(10)</sup>

「京中数个所有空地之由聞食及之間、於關東御家人給分者、以使者加巡檢、今年中可構屋舎之由、面々可相催之旨、今日被仰六波羅、若致懈緩(怠)者、可充給他人云々、是且似洛陽荒廢、且有強盜警固煩之由、依御沙汰如此」<sup>(11)</sup>等がその実例である。

この様に御使という呼称は極めて無限定的に使用されており、御使として巡検を行なうという意味での用語法に於ても、Iと先述した和賀江島の完成を検分するための御使とでは内容が大きく異なる様に思われる。

従って、本稿では幕府から地方に派遣された使節で、後世に「巡検使」と呼ばれたIⅡⅢの例と当時の史料で「巡検使」という呼称が見られるVIⅣは検討の対象としたい。しかし、これ以外にも幕府より一定の権限を付与され、臨時に地方監察の任に当った使節の事例もまた見出すことが出来る。

ここで監察の使節という表題の語句について少しく説明しておきたい。監察の使節という語は元より鎌倉時代の史料中に見える用語ではなく、武家名目抄が巡検使に与えた説明中に「万事を監察」とあるのを便宜使用したにすぎない。武家名目抄のこの解説は江戸時代の巡見使のイメージをそのまま実態の検討抜きに投影させたものと思われ、従ってそこで使用された監察という語を用いることは適当でないかもしれない。

しかし、本稿は鎌倉時代に幕府より派遣され、地方監察の任に当ったといわれる「巡検使」なるものの実態を究明し、併せて「巡検使」なる名称はなくとも、一定の権限を付与され、調査糺明と注進を主要な任務としたと思われる使節についても検討を加えることを主眼としたものである。それ故、監察という語を厳密に定義した上で、検討すべき使者を篩にかけるという方法は適当でない様に思われる。

従って、本稿では「巡検使」という呼称が当時の史料中に見える、或は後世にその様に呼ばれた事例は検討の対象とし、更に監察の使者を調査糺明と注進を任務の中心とする使者―但し、個別的な事件の実地検分の為の使者は除外―と一応範囲設定し検討を加えたい。

(1) 『日本歴史大辞典』(河出書房新社、昭和三三年刊)もこの三例を引いている。

(2) 吾妻鏡文治元年六月十六日条

- (3) " 建久二年正月十七日条
- (4) " " 六年九月十九日条
- (5) 追加法四七条(『中世法制史料集』第一卷)
- (6) 追加法廿九条、古事類苑政治部五八、三冊、三六七頁に於ても先のI、III例とこの条文が巡檢使の史料として引かれている。
- (7) 小早川家文書之一—二安芸都宇竹原并生口島莊官罪科注進状写、同三安芸国巡檢使平盛綱請文写、同五関東下知状写、同六安芸国巡檢使平盛綱書状写
- (8) 武家名目抄職名部三三上
- (9) 吾妻鏡延応元年五月廿四日条に「兵庫頭定員為使節上落、依禪閣御不例事也、前武州御使平左衛門尉盛時云々」とある。ここでは禪閣、九条道家の病氣見舞として幕府の使者に兵庫頭定員が、前武州、北条泰時の使者として得宗被官の筆頭平左衛門尉盛綱(盛時とあるは誤)が派遣されている。
- (10) 吾妻鏡貞永元年八月九日条
- (11) " 嘉禎元年五月十三日条

### 三 個別的検討

#### I、中原久経・近藤国平の派遣

この両者の派遣については、鎌倉政権と院権力、守護地頭設置の問題に関連して先学の論稿があり、更に、両使者については田中稔氏の「鎌倉殿御使考」という専論もあり、敢て付け加うべき何物もないので、ここでは先学の業績に依りつつ整理をしたい。

両者の派遣に関する吾妻鏡の記事を列挙すると左の通りになる。

- (1)、典膳大夫中原久経・近藤七国平、為使節上落
- 先々雖為使節、他人相替、今度治定云々
- 是追討平氏之間、寄事於兵糧、散在武士、於畿

内近国所々致狼藉之由、有諸人愁緒、仍雖不被相待平家滅亡、且為停止彼狼喉、所被差遣也、先相鎮中国近辺之十一ヶ国、次可至九国四国、悉以經奏聞、可隨院宣、此一事之外、不可交私之沙汰之由被定仰云々、今兩人雖非指大名、久經者、故左典廐御時殊有功、又携文筆云々、国平者勇士也、有廉直譽之間如此云々、依仰、各可致憲法沙汰之趣、進起請文云々<sup>(3)</sup>

(四)、木曾義仲の妹が美濃国より上洛の際、その威をかりて奸曲の輩が権門の庄園を押妨するという風聞に對して、

且停止彼濫吹、且可擲進相順族之由、今日被仰遣近藤七国平、并在京畿内御家人等之許<sup>(4)</sup>

(五)、為鎮畿内近国狼喉、以典膳大夫久經、近藤七国平、為御使、被差遣已訖、而猶在洛武士現狼藉之由依令聞及給、為散叡疑之恐、被言上其子細云々

(賴朝書狀)

……前略……於近国者、且為令糺定、使者二人所令上洛候也、其以前不覺者候、只守院宣、相副御使、為廻行許候、不可然令進退候者、定似自由之沙汰候歟、募賴朝威武士濫妨事、令停止候之許也、子細勒狀、給使者候畢、以此旨可令申沙汰給候、恐々謹言

三月四日 賴朝

謹上 藤中納言殿<sup>(5)</sup>

(二)、被差遣雜色六人於典膳大夫、近藤七等之許、是畿内雜訴成敗之間、久經三人、国平三人、可召仕之由、所被仰付也、以此次、京畿之間、可致沙汰条々、被遣御事書、其間、久經不可耽人之賄、国平不可現僻事之趣、被載加之云々<sup>(6)</sup>

(六)、一章にIとして示した。

(七)、鎮西事、且止武士自由狼藉、且顛倒之庄園如旧附国司領家、為全乃貢、早申下院宣、行向可遂巡檢之由、被仰久



經国平等云々<sup>(7)</sup>

(h)、久經国平等使者自京都參着、帶院庁御下文、已以赴鎮西畢云々

院庁下 太宰府并管内諸国在庁官人等

可早任從二位源卿使中原久經、藤原国平等下知、令停止武士妨、諸国諸庄委附国司領家事

……前略……國務庄家行庄務、永停新儀、可守先規之由、去六月成庁下文、相副源卿狀、对久經国平等所下遣也、……以下略……

元曆二年七月廿八日

……連署略……<sup>(8)</sup>

(イ)、頼朝書狀

……前略……先不待平家追討之左右、為停止近国十一ヶ国武士之狼藉、差上二人使<sup>久經</sup>、猶私下知依有恐、一々賜院宣可成敗之由仰舍候畢、仍彼国狼藉、大略令沙汰鎮候之、復依別仰、重又件使者男被下遣鎮西四国候、已賜院宣、令進發候畢<sup>(9)</sup>

両者が使節として發遣された時期は史料(イ)に元曆二(文治元)年二月五日となっており、史料(ロ)の三月四日付頼朝書狀では既に派遣されていることがわかる。(イ)の両使派遣の記事には「先々雖為使節、他人相替、今度治定云々」と割注してある。これによると、以前彼等が使節であったが、他人と交替し、その後又彼等が任命されたということになる。田中氏はこれについて、中原、近藤の両使が以前に上落したことを示す史料が存在しない点、元曆元年三月に平氏が一谷を落されてより翌年二月屋島に出陣するまでの間、畿内近国は義経が治安維持の任に当たっている点から、元曆元年正月から二月始の間に久經・国平が治定され、その後他人に変更され、再び両者の派遣が決定されたと解し

ておられる。<sup>(10)</sup> 両者派遣以前のことは史料制約から不明とする外はないであろう。<sup>(11)</sup>

両者の派遣の理由は(イ)に「寄事於兵糧、散在武士、於畿内所々、致狼藉之由、……且為彼停止彼狼曠」とあり、平家追討の混乱に乗じて武士等が狼藉を働くことを停止する為であったことが解る。事実、彼等の活動として残された四通の文書の内三通は武士による庄園押領の停止を命じたものであり、一通は粉河寺領紀伊国栗栖庄をもとの如く同寺に沙汰付け、庄官等に年貢以下雑事の勤仕を命じたものである。<sup>(12)</sup>

武士の狼藉停止に当り、彼等は(イ)にある如く、一々院宣をうけて執行し、「交私之沙汰」ことは禁止されていた。即ち、彼等は独自の判断で狼藉に相当するか否かを決定することは出来なかつたと思われる。ところが(ニ)・(ホ)に「是畿内雑訴成敗之間」・「巡檢畿内近国、成敗士民訴訟」とあり、あたかも彼等は畿内近国の士民訴訟について裁判権を有していたかの如く見える。このことは(イ)の記事と矛盾する様に思われる。頼朝進止下にある者同志の相論について裁判権を行使したということは考えられないことではない。しかし、両者派遣の目的が武士等の狼藉を停止し、国衙領及び庄園を国司、領家に沙汰付ることであれば、問題となつて来るのは武士と国衙・本所間の争いであり、これは「院宣并鎌倉殿御下知」<sup>(13)</sup>によつて任務に當つたことは明らかである。士民訴訟の裁判に當つたとすると、彼等は本所裁判権を排除する権限を有したことになる。幕府は一貫して本所裁判権には関与しないことを原則としており、両者が本所裁判権に介入したとは考えられない。それ故、武士の濫妨に対する士民等の訴によつて院宣が下され、久經、国平がその院宣を受けて執行に當つたにすぎないという見方が正当であろう。<sup>(14)</sup>

彼等が管轄した畿内近国十一ヶ国はどこに比定すべきかについては説が分かれている。(イ)には「畿内近国」「相鎮中国近辺之十一ヶ国」、(ハ)に「為鎮畿内近国狼曠」、(ニ)「畿内雑訴成敗」、(ホ)「巡檢畿内近国」、(イ)「為停止近国十一ヶ国武士之狼藉」とある。

友田吉之助氏は頼朝が守護地頭の設置を奏請した旨記した吾妻鏡文治二年六月廿一日条に見える西国四十六ヶ国と玉葉文治元年十一月廿八日条に見える三十五ヶ国の差十一ヶ国を両使の巡検により狼藉停止が為された後であったため、九条兼実の関心を引かなかつたので除外したものであるとされ、更に(四)(五)に見える美濃国、尾張国を両使の活動の跡を示すものと解された。従つて氏は畿内近辺の伊賀、伊勢、尾張、近江、美濃、飛驒、若狭、越前、加賀、能登、越中の十一ヶ国と推定された。<sup>(16)</sup>

田中氏は両使の山城国に於ける活動を示す鎌倉殿御使下文から五畿を十一ヶ国から除外し得ぬことを論じられた。従つて、畿内近国を五畿とその近国を合せた十一ヶ国とされた。(四)の美濃国については木曾義仲妹が上落した後にその威を募り、濫吹を働く者があるという記事であり、美濃に於ける両使の活動を示すものではないこと。(五)の尾張について、玉井助重は前年丹波国に於て押領を停止されていること、<sup>(17)</sup>丹波国私市庄に対し、玉井次郎なる人物が賀茂別雷社氏人久平と共に濫妨を働くことを両使より停止されているが、助重と同姓であることから一族であろうと推定され、助重の記事についても丹波に於けるものという可能性が高いとされた。更に、義経が屋島出陣前に治安維持を管掌していた国々を十一ヶ国と推定され、両使はそれを引継いだものと考えられた。氏は義経の活動を跡付けられ、結局畿内と近江、丹波、丹後、但馬、因幡、紀伊の十一ヶ国と結論された。<sup>(18)</sup> 両使の残した文書が近江、丹波、山城、紀伊の四ヶ国に関するもののみであるため、確定的なことは言えないであろうが、友田氏が五畿を除外されことは、両使の山城に於ける活動が知られ、(二)に「畿内雑訴成敗」とあることから誤りであろう。

久経・国平は範頼が鎮西から召喚されたあとを受けて九国四国へ派遣された。これも畿内近国に於けると同様、武士の狼藉を停止し、諸国諸庄を国司領家に委附することを任務としていた。彼等の四国に於ける活動は知ることは出来ないが、鎮西については(六)の「太宰府并諸国在庁官人等」宛の院庁下文があり、在庁官人等は両使の下知に従い、

武士等の狼藉を停め、庄園公領を領家・国司に返還する様に命じられている。兩使は畿内近国に於けると同様に自からの判断で狼藉停止に当つたのではなく、院宣を活動の根拠としていた。彼等は武士の狼藉停止に当つては院宣により、太宰府と管内諸国の在庁官人を支配し、任務を遂行したのである。兩使の鎮西に於ける活動期間は天野遠景が鎮西奉行として下向する文治元年末までの半年ほどである。

さて、ここで御使として巡検の任に當つた久経・国平について若干検討を加えたい。

(イ)に兩者について「今兩人雖非指大名、久経者、故左典厩御時殊有功、又携文筆云々、国平者勇士也、有廉直誉之間、如此云々」とある。

先ず、中原久経は「携文筆」とある様に幕府の吏僚である。彼の吾妻鏡に於ける初見は治承四年十月十七日条で、それによると彼の母は相模国の豪族波多野義通妹であり、彼女は頼朝舎兄中宮大夫進朝長の生母ともなっている。次に養和元年二月廿八日条に常陸国鹿島社領を志太三郎先生義広が掠領したことにより「一向可為御物忌沙汰之由被仰下」られた際の奉行を勤めている。それ以後の記事は全て御使としての活動を示すものであり、文治元年十二月六日条の記事を最後に姿を消す。

近藤国平は「勇士」即ち武人である。彼の吾妻鏡に於ける初見は治承四年八月廿日で頼朝の扈從を勤仕した記事である。次に同年八月廿七日条に北条時政等と安房国へ向つたという記事があり、以後(イ)までは御使としての記事である。御使としての任を終えた後には正治元年三月五日条に、讃岐守護後藤基清が罪科によって所職を改易されたのに代つて国平が守護に補任されたことが見える。この記事が彼の生存を示す最後のものであり、建長二年三月一日条には「近藤七跡」という記載が見られる。

兩者の間には久経が院との交渉に当たり、国平が(ロ)で義仲妹の威を募り濫吹を働く者の逮捕を命じられていること

から、武力の側面を担当するという役割分担があったという主張は首肯されよう。

以上、彼等の御使としての派遣についてまとめると以下の様になる。

・彼等の任務は平家追討の混乱に乗じた武士等の庄公領への濫妨停止であった。

・狼藉停止に当り、彼等は鎌倉殿の御使たる資格に於て一々院宣を受けることによって任務を遂行しえたのであり、

「私之沙汰」は禁止されていた。

・彼等の管轄したのは先ず畿内近国十一ヶ国で、後に九州・四国へも派遣されたが、その際任務・権限も畿内近国の場合とはほぼ同様であったと思われる。

## II、平盛時・武藤資頼の事例

吾妻鏡建久二年正月十七日条に伊勢・志摩両国内の平家没官領について、地頭を未だ補任していない所々調査のため、使者をして巡検せしめたという記事が見られる。即ち「民部丞盛時、武藤次郎資頼等奉仰、遣使者於伊勢志摩両国」とある。この記事によれば、盛時・資頼が実際に両国を巡検したのではなく、両者が鎌倉殿の命令を受けて、使者を派遣したと解するべきであろう。実際、吾妻鏡翌日条に御家人内藤六盛家と石清水宮の訴訟に際し、盛時は中原親能と共に奉行を勤めている。盛時・資頼は自から伊勢・志摩に下向することはなく、代官を遣わして任務の遂行に当ったのである。

使者の任務は伊勢・志摩両国内の平家没官領で地頭未補地の調査・注進であった。伊勢は元来平氏の根拠地であり、(一八四)元暦元年に伊賀国を中心に平家与党が蜂起し、その時の張本の一人前出羽守信兼党類の所領伊勢国波出御厨に元暦二年六月十五日に地頭が設置されている。(一八七)文治三年六月には伊勢国の没官領について、加藤太光員の注進に随って地頭が補任されたという記事が見られる。(一八七)

盛時・資頼の使者が巡検したのは平家没官領であり、彼等が調べあげた地頭未補地についての報告が地頭補任の基礎資料とされたであろう。

次に使者派遣を命ぜられ二人について見よう。

武藤次郎資頼は元は平家の家人であり、降人となつて後、故実に通じている故に頼朝より厚免され御家人となつた者である。<sup>(26)</sup>後に鎮西に下向し、鎮西奉行となつたことは良く知られている。

平民部丞盛時は典型的な吏僚であり、初見から訴訟に携わっている。<sup>(26)</sup>彼の活動は訴訟の外に関東御教書の奉者、幕府の行事の奉行等、文吏としてのものである。彼は問注所の職員として三善康信を補佐し、<sup>(27)</sup>又公事奉行人として政所にも候したことが知られる。<sup>(28)</sup>従つて、両者とも政務に練達した人物であることが知られる。彼等が派遣する使者には出納和泉掾国守が副えられた。国守は京都に貢馬を進める役を勤めており、<sup>(29)</sup>吏僚系の御家人と思われる。

この時の使者派遣については吾妻鏡の記事以外の史料を欠いているため、盛時・資頼が幾人使者として派遣したか、又それは誰か、盛時・資頼の間で役職上或は地域上の分担があつたか否か、更には巡検の任務に當つた期間等については全く不明である。

盛時・資頼は鎌倉殿の命により、彼等の責任に於て使者を派遣したのであり、その任務は伊勢・志摩両国の没官領中の地頭未補地の調査・注進であつた。この時点では平家没官領に地頭を補佐する権利は鎌倉殿にあつたので、久経・国平の活動が全て院宣を根拠としなければならなかつたのとは事情を異にする。伊勢国は平家の根拠地であり、平氏の西海没落後も与党の蜂起があり、没官領に地頭を設置しても太神宮領に關して地頭職停止の要求や武士の濫妨に対する訴訟が頻発したと見られ、<sup>(30)</sup>使者をして兩國を巡検せしめたことはこれらの事実と無関係ではないであろう。

Ⅲ、鎌田俊長・小中太光家の派遣

(一九五)

吾妻鏡建久六年九月十九日条に「新藤次俊長、小中光家等、為御分国巡検使也、是不熟損亡之故也」という記事が見える。鎌倉幕府側の史料に於ける「巡検使」という名称の最も年代の早い例である。

彼等が御分国巡検使として派遣された理由は関東御分国内に於て不熟損亡があったためである。従つて、彼等の任務は御分国内の不熟損亡の実態調査であり、管轄地は関東御分国ということになる。

ここでいう御分国が將軍家知行国を意味するのか、或は幕府の特殊権限が及ぶ地域としての東国を指すのかという問題がある。これについては両使が国内の不熟損亡の調査という国務に関することを任務としていること。又、吾妻鏡建久六年十月一日条に「武蔵国以下御分国所課本所乃貢事、可致不日沙汰之旨、有蔽密仰、而今年士民等、愁申損亡等間、定難有合期進濟敷之由、奉行人右衛門尉能員、散位行政等申之云々」という記事が見える。この記事は先の御分国巡検使の派遣に関連したものである。更に、同年十二月には駿河、相模、武蔵の済物を京都に進めた旨の記事が見られる。<sup>32)</sup> 当時の將軍家知行国が何ヶ国であったか、それがどの国々であったかについては知ることが出来ない。しかし、武蔵・相模・駿河は鎌倉時代を通じて將軍家知行国であったといわれる。<sup>33)</sup> 以上のことから、俊長・光家は將軍家知行国中についてその豊凶を検したのである。

彼等が巡検に當つた期間は不明であるが、前述の様に、吾妻鏡同年十月一日条に御分国の士民が損亡の事を愁訴したことについて奉行人比企能員と政所別当の二階堂行政が頼朝上申したことが見える。俊長・光家の報告が既に彼等に達していたとも考えられるが、御分国全てを巡検した上での報告と見るには十日前後の期間は短かすぎる。年末には済物を京都に進めているのであるから、それ以前に調査が終つていなければならなかつたであろう。特に俊長は相模・武蔵両国の済物を進める役を勤仕しているのである。<sup>34)</sup>

さて、巡検の任務に當つた兩人についてであるが、鎌田俊長は建久三年末までは政所の案主を勤めており、小中太

光家はこの時点で政所の知家事であった。従って、両者は文吏系御家人である。両者とも治承四年から吾妻鏡に登場しており、特に光家は同年六月廿四日に平家追討のため、頼朝が関東の武士を鳩合せんとして安達盛長を使者として書状を遣わした際の副使であり、彼は頼朝流人時代から近臣と思われる。又彼は頼朝の愛妾亀前を自宅に住まわせていることなど、頼朝に極めて密着した存在であったことが窺われる。<sup>(二一八〇)</sup>

彼等兩名が政所吏員を経験していること。吾妻鏡建久六年十月一日条の武藏国以下御分国内の土民による不熟損亡の愁訴により、乃貢進済が合期し難い旨頼朝に報告している人物が奉行人比企能員と政所別当二階堂行政であることから、御分国巡検使は政所の命令系統に属していたとも考えられる。

元久元年に駿河・武蔵・越後等の国々を重ねて内検するため、三善宣衡・中原仲業・坂上明定という三人の吏僚を派遣すべき旨沙汰があり、奉行は政所別当大江広元と清原清定であった。<sup>(二〇四)</sup>この三ヶ国内検の沙汰は撫民のため結局延引された。<sup>(36)</sup>駿河・武蔵・越後は関東御分国であるが、三名の内検使は先の御分国巡検使とどの様な関係になるであろうか。内検は定期的且正式に田積・負担・負担者を調査する正検或は大検注と異なり、臨時に部分的に行う調査、又その年の豊凶を検することを言う。<sup>(38)</sup>御分国巡検使は不熟損亡の実態を調査し、所課乃貢の沙汰をするためであった。従って、臨時に豊凶を検し、乃貢等を決定する内検と実態に於て同一である様に思われる。ただ他に判断の材料が存在していないため、御分国巡検使の異称であるか否かは不明である。

この様に見て来ると、御分国巡検使は知行国主たる將軍が関東御分国に天災等のため不熟損亡という事態が生じた場合、臨時に派遣を命じ、土民の愁訴を聞き、その実態を調査するという任に当たったものであり、政所の沙汰として遣わされたものと思われる。但し、内検使と区別さるべき存在であるか否かは不明である。

御分国巡検使という名称は吾妻鏡建久六年九月十九日条に見えるのが唯一の例である。従って、継続的な制度とし



て將軍家知行國に派遣されたものであるかは明らかではない。武家名目抄に於ける「國中をめぐりて民間の苦楽を察し年の豊凶を検する使者」という説明は御分國巡検使について妥当するものと思われる。

ところで、將軍家知行國は文治二年の九ヶ國を上限として以後減少し続け、建保元年には四ヶ國となり、その後は幕府の倒壊に至るまで四ヶ六ヶ國の間で推移したと言われ、そしてその名國司は北条氏権力確立以後、その一門が独占するところとなった。しかし、將軍家知行國が東國に集中していることにより、知行國としての独自の意義は失なわれる。即ち、鎌倉幕府初期以外に於ては將軍家知行國の幕府支配体制に於ける意義を高く評価することは出来ず、知行國が減少して行く理由もそこにあるとされる。とすれば、御分國巡検使というものの必要性も減少していったであらうし、建久六年の一例以外に史料上に現われてこないのはこのことと関係があるのではなからうか。

但し、吾妻鏡建曆二年十月廿二日、十一月廿七日条に關東御分國の庶民訴訟受理の為、奉行人派遣の議があり、結局沙汰止みとなったという記事が見られる。

#### Ⅵ、貞応元年の使者派遣

貞応元年四月廿六日、幕府は「國々守護人并新地頭非法禁制御成敗条々事」として、一、京都大番事、二、謀叛人追討事、三、刃傷殺害人禁断事、四、地頭等可存知条々々、五、新地頭補任庄園公領事、六、未被補地頭所々事、の六ヶ條を規定した。この内御使に關する規定は四ヶ六條である。更に、同年五月十八日に「諸國守護人并庄々地頭等偏如不輸私領抑沙汰追出預所郷司等事」として六波羅探題北条泰時・同時房に申し送っている。これ等の法令は『中世法制史料集』第一巻の条文で四月廿六日付六ヶ條は追加法一ヶ六條、五月十八日付は七條となる。左に四ヶ七條の条文を示そう。

#### 一、地頭等可存知条々々

給分所知之外、任自由近隣他領押領、可停止之

次地頭者、守本地頭下司之跡、可致沙汰也、但、本下司得分無下為之少之所者、随御使之注申、可有計御下知也、御成敗以前、不相待御計、領家預所鄉司得分令押領之輩者、可処咎事

次非指請所、任自由預所鄉司追出事、慥可令停止、

一、新地頭補任庄園公領、本地頭下司得分、為御使沙汰、可令注進之、

一、未被補地頭没収所々、為御使沙汰、可注進事

如風聞者、去年兵乱之時、相從京方輩之所職所領、大略雖注進、猶為守護代等隱籠庄公多之云々、而在庁官人等、恐守護代、詳不注進歟、慥任実正可注申之、若又本下司雖無其咎、没収内仁注申之所々在之者、委尋明可注進也、右条々、守仰旨可令下知、若猶背禁制之旨、張行自由非法之輩者、云守護人、云地頭職、可被改易也、可存知此旨之状、依仰下知如件、

貞応元年四月廿六日

(義時)  
陸奥守平 判

一、諸国守護人并庄々地頭等、偏如不輸私領抑沙汰、或追出預所鄉司、或雖自相交上司、不及所当并濟、加之、以吹毛之咎、損土民等、自去秋冬依院宣并殿下仰、雖被禁符、更以不承引、因之糺真偽令・注文如是、(時房(泰時)相模守武藏)守相分国々、代官一人可被相副也、尾張国先為入部之始、定代官下向可相散也、御使者、五月会神事以後、即可進発者、仰旨如此、仍執達如件、

貞応元年五月十八日

(義時)  
陸奥守平 判

追申

国々代官者、器量相計可被定遣也、又經廻計略者、為在庁沙汰、訴訟所々可充之、子細御使被仰畢、

この使節を派遣することとなった理由は前年に起こった承久の乱の事後処理のためである。即ち、没収地に補された地頭得分の先例となる本下司得分が極度に少ない所、新地頭補任の庄園公領、本地頭下司得分の注進、没収地で地頭未補の地の注進、特に京方武士の所領所職で守護代が隠しているため注進に漏れた所の調査と無実の武士の所領であるにもかかわらず、没収地として注進された所の調査注進、守護・地頭の非違糺明等を使節は命じられていたのである。

ところで、この法令が出された翌年正月の吾妻鏡に「二品為知民庶憂喜、去年合戦以後、新補守護地頭所務之間、非違相交者、可注申之旨、被仰畿内西国在庁等中、奥州被下御書云々」という記事が吾妻鏡に見える。<sup>(41)</sup>この記事と追加法六条によると、承久の乱後、京方武士の所領所職等について国衙在庁に調査が指令されたが、その結果が不十分なため、御使が派遣された。そしてまた、その八ヶ月後に国衙在庁に対して新補守護地頭の非違注申を命じたことになる。ところが後述する様に、この記事の日付より二ヶ月ほど後に、追加法四七条に見える使者の活動を示す史料が残されている。幕府は使者を派遣しておきながら、在庁官人にも同様な命令を下すという矛盾した政策を取っていることになり、使者と在庁官人の関係が不明となる。ここでは、先の吾妻鏡中の記事に「去年合戦」とある合戦を承久の乱とすると、貞応二年という年号が適合しないことから、貞応二年に入れたのは竄入ではなからうかとする解釈<sup>(42)</sup>に随いたい。そうであるとすれば、追加法六条に見える「而在庁官人等、恐守護代、詳不注進欺」という文は吾妻鏡の記事にある在庁官人に対する新補守護・地頭等の所務についての非違注進命令について生じた事態を指していると推定することが出来る。

御使の派遣は追加法七条に「五月会神事以後、即可進発」とあり、貞応元年五月以降であったことが知られる。

ところで、追加法四六条は御使の任務を規定し、七条は六波羅探題の時房・泰時に対して御使の派遣を命じた規定の様に見える。しかし、七条の条文を検討すると、御使が関東より派遣され、それに対して六波羅から時房・泰時がそれぞれ代官を国ごとに遣わす様に命じられたものと思われる。七条を引用すると「：因之糺真偽令・注文如是、(時房)相模守武藏守相分国々、代官一人可被相副也、尾張国先為入部之始、定代官下向可相散也、御使者、五月会神事以後、即可進発者…中略…」

追申 国々代官者、器量相計可被定遣也、又経廻計略者、為在庁沙汰、訴訟所々可充之、子細御使被仰畢」とある。「糺真偽令・注文」の部分に脱文があるため、意味は必ずしも明確ではない。しかし、文中に於て御使と代官という語が区別して使用されている。即ち幕府から派遣される使者に御使という尊称が附けられ、六波羅探題の使者を単に代官と呼んで区別したと見ることが自然に思われること。「代官一人可被相副」とある様に、国ごとに探題の代官を副えることが命令されていること。「子細御使被仰畢」とあるごとく、命令の詳細は既に御使が仰せ聞かされていることから以下の様に解釈出来るであろう。即ち、関東から追加法四六条に記載された任務を帯びて御使が六波羅に遣われた。この御使に対し、西国の事情に通じているであろう両探題の代官が実際に国ごとに派遣され、調査に当る。その調査結果を御使が鎌倉に注申するということであろう。

さて、国々に派遣された代官の活動を具体的に示す史料を安芸国に於て見ることが出来る。それは平三郎左兵衛尉盛綱の活動を示すものである。

(i)、平盛綱請文写

仰給候都宇(安芸沼田郡)・竹原(賀茂郡)・生口嶋(沼田郡)・庄官等、去々年兵乱之時上洛、条々の折紙をもつて相尋之処、在京条勿論申候也、付彼等所行没収之、無左右事にて候けり、委見參之時可申候、謹言

(貞應二年) 三月十二日

左兵衛尉 (花押影)<sup>(4)</sup>

(ii) 使者左兵衛尉某成敗狀

三入庄檢斷事、前地頭平内 (直国) 并撰津右馬助之時、共自領家不令相交給云々、然者、□而今翻前地頭之時、盜人事、懸惣捕使、自領家方□有其沙汰云々、如狀者、任□二代不可叙用之狀如件

貞應二年三月十八日

御使左兵衛尉平 (花押)<sup>(4)</sup>

(iii) 安芸都宇竹原并生口島莊官罪科注進狀写

横折都宇、竹原并生口島公文下司等ハ、平家御時、付沼田五郎、於毛字関合戦畢、次去々年 (承久三) 御合戦之時ハ、各企上洛、然則二箇度、罪科不浅者也、其上、都宇・竹原領家中、賀茂祢宜資總依合戦咎、被召下関東、即預干于人畢、又生口嶋領家冷泉中納言殿教成令向宇治云々、然間、依申此子細、為勲功給預彼所等畢、為後可被召尋件沙汰人等歟、且去々年御合戦之時、企上洛輩之交名等

都宇竹原公文等

文章生盛安但庄ヲ逃脱

同子息是盛

源六守家 (花押)

生口嶋公文下司等

東權守盛経 (花押)

西權守貞兼 (花押)

張紙ニテ  
六郎新大夫則弘 (花押)

安芸国巡檢使平三郎兵衛尉盛総、(綱)当国々府エ下向時、以此折紙、此文名輩ニ京方シタルカ否ノ事、被相尋候処ニ、

京方之由領状ヲ申ニヨリテ、其儀ナラハ可加判之由、被申ニヨリテ、件輩加署判云々<sup>(46)</sup>

(iv) 關東下知状写

鴨御祖社領安芸国都宇竹原両庄領家使刑部丞康憲与地頭前美作守茂平代官刑部丞親康相論条々

……中略……

一、両庄地頭職事

右、社家所進寛治応保元曆文治等者、依為乱逆以前、(為脱) 爰康憲者、守家承久三季<sup>(季)</sup>四月比被召

禁、至六月中旬、在西京中先生許之由、申之、如末沢丸并凶守等状者、四月之比預守家禁獄、六月十五日以後、為物取

被破獄舎之間、令放免云々、涉兩様之条、胎狐疑之上、此等之状者、私執進歟、親康所進信広朝臣状者、就御教書

申子細之状也、随而守家申状可被問信広之由申之、方々可有捨歟、又如同所進末沢丸状者、安貞二年八月五日、

安芸六之親者出来、不獄定之由、可給証文之旨、依歎申、其証文許者、可然歟之由、申之而、末沢丸不聞耳之間、

任思令書之畢、此次第一一切不知給云々<sup>詮取</sup>不<sup>載落脱</sup>起請文詞之間、難被信用之処、如康憲所進末沢丸状者、雖載起請、以

里下部末沢丸、為凶守之由、令書載之条、如末沢丸申状、非自発之状歟、又如同所進守家起請文者、巡檢使下向時、

加判之状者、雖不知子細、依地頭之命加判畢、後承候者、守家出合戦之由事、極無実也云々、如康憲申詞者、守家

相交京方之由、可申之旨、被責勘之間、依申其旨、以之為奉公、令安堵庄内、所令賞翫也云々、絆涉變々、尤以不

審、如親康所進巡檢使盛綱三月十一日<sup>付貞心</sup>書状者、守家有咎之由、載之畢、其上如寛喜二年御教書者、被載子細

畢、仍輒難被止地頭職、如康憲申者、守家有京方合戦之科者、追却其身之、可被行罪科之処、無其儀、於令安堵庄

内者、何可被没収神領哉云々、如親康陳者、守家依京方合戰之科、雖被没収所職、為案内者之間、成優如之儀、所令安堵也、如然罪科之輩、令安堵本所之条、不限党庄一所歟、然而、自社家可有訴訟者、令追却庄内之条、有何痛哉云々、被補地頭職事、依守家之科也、此条康憲所申非無其謂、然者、可令停止守家安堵庄内之儀矣、以前条々、依鎌倉殿仰、下知如件

仁治元年閏十月十一日

前武藏守平朝臣(泰時)  
(花押)

(v)、安芸国巡檢使平盛綱書状写

久不申承候、何事候乎、不審不少候、

抑愚息左近將監貞綱死去禁忌終候て、近日出仕候也、兼又、都字竹原事、御評定之時、依御尋候、子細皆以令申候了、如元可為御知行之由、被仰下了、悦入候也、又太郎兵衛殿(ハ)、常申承候、雖為遠遠之堺、奉憑候也、可有御同心候、恐々謹言

仁治元年

閏十月十八日

左衛門盛綱(花押)

(茂平)  
美作守殿

付紙

都字竹原之庄公文京方咎、有無哉之事、其時安芸国之巡檢使平左衛門尉(ニ)、自武藏前司殿有御尋時、平左衛門尉令

申子細之由、永遣状(承敷)

(vi)、關東下知状写

小早川竹王丸与美作前司茂平法師(法名)  
本仏代左兵衛尉重兼相論条々

……中略……

一、検断事

右、如竹王丸申者、季平、国平二代之間、於新庄者、致沙汰之処、竹王丸之時、伺尪弱之隙、本仏押領之条、無謂、且子細申公文段畢、検断事、為同篇歟云々、如重兼申者、季平・国平致沙汰由事、不実也、本仏得遠平讓、致沙汰之後、経年序畢、且補代官事、至于重兼之時四人也、就中、去建保之比、新庄住人等致海賊、令取御物之間、依彼下御教書、本仏致沙汰畢、彼御教書并奉行人等状進之、其外度々給御教書畢、加之、平左衛門入道盛阿巡檢之時、当庄犯科事、触申之処、出返状畢云々

……以下略……

文永三年四月九日

(北条時宗)  
相模守平朝臣(花押)

(北条政村)  
左京權大夫平朝臣(花押)<sup>49)</sup>

平兵衛尉盛綱の巡檢使としての活動を示す史料は以上の六通であるが、彼が直接残したものは (i) (ii) (v) の史料であり、(iii) は盛綱の署判は無いが彼によって提出されたものである。又、(v) は彼の巡檢使としての任務が終った後に書かれたものである。

ところで、巡檢使という名称は小早川氏と下知状中に引用された守家起請文に於て、その様に呼ばれたのであり、盛綱が六波羅に提出したと思われる (i) の請文に於ては左兵衛尉という官途を記し、安芸国三入庄に承久の乱に於ける勲功により地頭職を獲得した熊谷氏と領家新熊野社との相論に裁許を与えた (ii) に於ては、御使左兵衛尉平と署判している。



ここで安芸国巡検使となった平盛綱について少しく述べたい。この平氏は北条氏の被官であり、平重盛の末流であると言われる。<sup>(80)</sup> 北条泰時は元仁元年に家宰(内管領)の制を創始し、尾藤左近将監景綱を任命したが、<sup>(81)</sup> 文暦元年八月二十一日に景綱所勞により、平盛綱が家令となった。<sup>(82)</sup> 即ち、盛綱は得宗被官の筆頭となったのである。彼は承久三年五月二十二日泰時と共に上洛した十八騎の中に入っているが、これが吾妻鏡に於ける初見である。彼が泰時に随い上洛して以後は元仁元年二月二十三日に駿河国富士新宮の火災のことにより義時の使者として下向した旨の記事まで関東に於ける彼の活動は見えない。泰時と共に上洛した十八騎中貞応元年には既に鎌倉に帰着している者もいるが、盛綱は泰時と共に在京していたのではあるまいか。とすれば、彼は鎌倉より上洛した「御使」ではなく、泰時・時房が「相分国々、代官一人可被相副也」と命じられた「国々代官」であつたと思われる。即ち、鎌倉より上洛した御使が調査すべき項目、任務遂行の方法等についての詳細を六波羅探題に伝達し、探題は自からの代官を実際に国々に向せしめ、任務を遂行させる。御使は代官が調査した京方武士の所領所職、新地頭補任の庄園公領の本地頭下司得分、新補守護地頭の非法等を整理し鎌倉に注進することを任務としていたと思われる。

さて、平盛綱は安芸国国府に下向し、任務の遂行に當つたわけであるが、(i) (vi)の史料に則して、彼の活動の実態について検討して行きたい。

先ず、(i)、(iii)によれば、彼は都宇・竹原・生口嶋の庄官等に対し、承久の乱に際して京方として上洛したか否かを尋問し、京方した旨認められた者の交名を記し、署名させた上で注進したのである。(i)、(iii)に示された罪科注進状について、調査命令を履行した旨の報告書である。それによれば、「付彼等所行、没収之、無左右事にて候けり」とある様に、この交名注進に基づき所領没収がなされたのである。

次に、(iv)、(v)についてであるが、(i)、(iii)に基づき没収され、新地頭を補任された都宇、竹原両庄について、同庄領

家鴨御祖社と新地頭小早川茂平の間で行なわれた相論に関する史料である。(ii)に於ける領家方の主張は以下の様になる。即ち、(iii)の罪科注進状に見える都宇・竹原公文源六守家は地頭の責勘により署名させられたものである。もし罪科があるならば庄内を追却されるべきであるのに地頭は守家を庄内に安堵している。それならば何故神領を没収して地頭を補すことが出来ようかというものである。地頭側はこれに対して、守家の罪科は巡検使盛綱の書状に明らかであり、守家を安堵したのは彼が庄内の事情に通じた者だからである。社家がそれに異議を唱えるならば追放するに吝ではないというものである。幕府は領家方の守家に罪科があるならば庄内を追却すべきであるという主張をとらえて、守家の庄内安堵を停止すべしという領家の主張を認める形で、実質的に地頭職を元の如く小早川氏に安堵したのである。この裁判に際し、北条泰時は安芸国巡検使として実際の調査に当たった平盛綱に尋問した。そして泰時から尋問を受け、全てを証言し、その結果、小早川茂平に都宇・竹原両庄知行元の如しという判決が下された旨、個人的に盛綱から茂平に伝達した書状が(v)である。

(vi)は小早川氏の嫡流茂平と庶流竹王丸の間で行なわれた相論の裁許状である。小早川氏が領した安芸国沼田庄は本庄と新庄に分れており、新庄は庶流竹王丸の知行するところであった。(vi)で争点となっている検断事とは新庄の検断権を茂平が主張し押領したと竹王丸が訴えたことによる。そこに於て、茂平は新庄の検断権を有するという主張の根拠の一つとして、平盛綱が巡検使として新庄の住民の罪科を問い合わせてきたので、検断権を有する茂平が返状を提出した旨述べている。このことから巡検使による京方武士の罪科調査の実態が窺われる。即ち、巡検使平盛綱は安芸国国府にあって、在地の地頭等とその領内武士等の罪科を尋ね、地頭がそれに対して罪科人の交名を署判させた上で盛綱に提出したものとされる。このことは(iv)に於て領家方が罪科注進状は地頭の責勘により署名を強制された庄状であると主張し、源六守家も起請文に於て、地頭の命令により事情も知らずに、注進状に署判した旨述べているこ

とと照応している。従って、巡検使は京方武士を直接尋問した上で注進状を作成したのではなく、地頭等の提出した交名に依って、六波羅に注進したことになる。これでは下司公文等が無実を主張したとしても、どれほど実態を糺明し得たかは疑問である。京方武士とその所領調査が無実の下司公文救済ということよりも、未注進の所領の摘発を主眼としていたことは明白である。

最後に(ii)について検討したい。これは安芸国三入庄検断権について、地頭熊谷氏と領家新熊野社の間で行なわれた相論に平盛綱が下した裁許状である。熊谷氏は直国が承久の乱に於て、幕府方として討死した勲功により、子息直時が三入庄を与えられ、新地頭として入部したのである。検断権は前地頭の例に照して地頭の沙汰とすべしと裁許された様である。ここで、追加法七条の追申に「経廻計略者、為在庁沙汰、訴訟所々可充之」とあることを想起すると、相論の取捌きは国衙在庁の手によって行われたのであり、この相論について言えば、「前地頭之時例」などは在庁の調査によるものであろう。御使を派遣する以前に、在庁官人に京方武士の所領所職の注進を命じたこと(53)を考えると、巡検使が在庁官人を指揮して実態調査に当たったということは当然考えられることである。巡検使Ⅱ「国々代官」が国府に下司したのは、在庁官人等が「恐守護代、詳不注進」という状態であったためであり、国々代官は幕府の権威を背景に、守護代・地頭等に腕をきかせ、在庁官人の調査を円滑に行わしめたのである。

さて、「国々代官」が下向した国々は安芸国以外ではどこであろうか。追加法七条は六波羅探題に対する指令であるから、六波羅探題の管国に下向したことは明らかである。六波羅管国全てに代官が派遣されたのか否かは不明である。更に、東国においては幕府から直接代官が派遣されたのであろうか。先の吾妻鏡貞応二年正月二十三日条に「被仰畿内西国在庁等中」とあり、更に、承久の乱で守護が京方となった国々が畿内西国に集中していることから考えると、代官派遣は六波羅管国に限られていたのではなからうか。六波羅管国内では、安芸国の外に、追加法七条に「尾

張国先為入部之始」とあり、尾張国に派遣されたことが知られる。

ところで、「国々代官」としての活動が知られるのは平盛綱のみであるが、ここにその活動と推定しうる史料がある。

但馬守護法橋昌明請文案

依根本中堂末寺但馬国進美寺訴訟被下座主宮令旨候、二箇条副具書等案、畏以令拜見候了

一、延暦寺政所下文并中堂後戸下文等状云、可令停止国衙守護所使者乱入之由云々、就之、如去年壬三月十七日鎌倉殿御教書状云、大番催促・謀叛・殺害事者、可為守護沙汰之由、故大将家御時被定下諸国候了云々、此等沙汰之外、依何事守護使可令乱入乎、於件犯科等出来者、不蒙別仰之外、争不致沙汰候乎、至于盗犯・放火人勾引者、可為領家三分二、地頭三分一之由、同被定下畢、仍於地頭補任所々者、彼三个条、更不及守護口入候乎、

一、同政所下文并中堂後戸下文云、早任忠清寄進証文之道理、可停止法橋昌明并忠行濫妨、但馬国日置河内畠山林等云々、就之、中堂後戸下文状、已任忠清進証文、可為当寺領之由、被載之、而忠清死去之後、子息忠行有由緒、相副次第手継証文等、於地主職者、所讓給昌明也、爰自八幡宮寺令致押妨之時、注子細令触遣中堂執行許之処、沙汰遅々之間、牢籠不鎮、昌明廻秘計、鎮押妨畢、然而於中堂御領事者勿論也、而依忠清寄進、可為寺領之由、乍載後戸下文状、何可被破忠清子息忠行地主職乎、以私領令寄進權門之故者、絶向後之違乱、為令領知也、又彼畠等山林等中、進美寺衆徒等令致訴訟候輩、間々在之間、憲法使大膳民部大夫範重下向之時、在庁官人等相共評定、任道理令裁定候畢、其後敢無訴訟候乎、兩条子細如此候、争可在非儀候乎、恐惶謹言、

安貞二 六月四日

法橋昌明請文案  
裏判

但馬国守護昌明の請文は二箇条からなる。第一条は進美寺領内は国衙守護所使不入の地であるから大犯三ヶ条の外は守護使は入部しない。また盗犯・放火・人勾引については、領家三分二、地頭三分の一の沙汰をすべしと定められ

ていることであり、地頭補任の所々は大犯三ヶ条の外は守護の口入に及ばざることである旨承諾したものである。

問題となるのは第二条である。その内容は以下の通りである。延暦寺より但馬国日置河内の畠山林等について、法橋昌明と忠行の濫妨を忠清の寄進証文に任せて停止すべき旨を訴えてきた。これに対して昌明は次の様に主張する。日置河内の畠山林は忠清が延暦寺に寄進し、自からは地主職を留保したものである。忠清は地主職を子息忠行に譲ったが、忠行は同所地主職を昌明に譲渡した。ところが、この地を八幡宮寺のため押領されようとした。この事を領家たる延暦寺に報告したが、その処置が遅滞したので、昌明が独力で八幡宮寺の押領を鎮圧した。同地が延暦寺領たることは勿論だが、忠清の寄進を認めながら、何故忠清子息忠行の地主職を否定し得ようか、私領を権門に寄進するのは向後の違乱を絶ち、領知を全うせんがためである。又、進美寺衆徒の中に同地の権利を主張し、訴訟する者があったので、憲法使大膳民部大夫範重が但馬以下向した時、在庁官人等と評定を加え、道理に任せて裁決を下し、それ以後は訴訟が絶えてなかったというものである。

進美寺は延暦寺根中堂の末寺であり、関東御祈禱所である。進美寺の訴については、寛喜元年十一月六日付の守護所宛六波羅御教書によって、日置島等に対する守護の濫妨停止が命令され、若し子細があれば訴えよとして<sup>(218)</sup>いる。従って、憲法使大膳民部大夫範重の裁定は六波羅探題北条時氏・同時盛<sup>(218)</sup>によって一旦は覆されたことになる。範重がいつ但馬に下向したかについては請文中に記されていないが、請文が安貞二年<sup>(218)</sup>となっているから、それ以前となる。更に、但馬国守護は承久の乱以前は安達親長であったが、承久の乱に際して京方となったため、改易され、承久三年七月に昌明が守護補任<sup>(218)</sup>されている。進美寺から守護の日置島山林押領が訴えられたのはそれ以後のことであろうから、範重の下向は承久三年七月以降であり、安貞二年六月以前であることが知られる。この間に諸国に下向し、訴訟の裁定に当たった使者として考えられるのは、貞応元年五月から翌年にわたり治羅した「国々代官」である。又、追加法七

条に「経廻計略者、為在庁沙汰、訴訟所々可充之」とあり、請文中に「憲法使大膳民部大夫範重下向之時、在庁官人等相共評定」とある。国々代官が在庁官人の協力の下で任務遂行に当ったことは前述したが、範重は相論の裁定に当り、在庁在官人と評定をしている。更に、安芸国巡検使平盛綱が安芸国三入庄の検断権について、領家方と地頭方の相論に裁決を与えていることについても前述した。この様に見て来ると、大膳民部大夫範重が六波羅探題によって畿内西国へ派遣された「国々代官」の一人であるという可能性は極めて高いと言えるだろう。

さて、大膳民部大夫範重とは如何なる人物であろうか。吾妻鏡には範重と名乗る人物は二度出て来る。一度目は文治三年四月二十九日条であり、その記事は伊勢国地頭御家人等中に公卿勅使駅家雑事を対捍する者がいるので、幕府が在庁官人等に注進状を提出させたというものである。そこに不勤仕庄として「昼生庄預所次官親能代官民部大夫範重」と出て来る。

即ち、公卿勅使駅家雑事を勤仕しなかつた伊勢国昼生庄の預所が中原親能であり、代官が民部大夫範重であつた。範重が預所中原親能の代官という意味であれば、親能の被官であるという可能性もあるが、地頭御家人の対捍が問題となつているのであり、勤仕責任者としての親能を記した上に、その被官の名も注進するというのはいささか不審である。両者の関係は結局不明である。この範重と憲法使大膳民部大夫範重は官途が一致するものの、両者の間には三十年の隔たりがあり、両者の同一人物たることを推定することは不可能ではないにせよ、いささか躊躇される。次に見えるのは嘉祿二年正月一日条である。これは、元且の椀飯を武州(二二六)(北条泰時)の沙汰として行なつた際の記事である。その時の引出物としての御馬を引く役人の中に範重という名が見える。即ち、「御馬五疋、一御馬置鞍、相模四郎、民部丞範重等引之」とある。相模四郎とは北条時房の子息で、大仏氏の祖北条朝直である。正月の椀飯の際の御馬は通例五疋であり、一疋を引く役人は二人である。この二人の関係は吾妻鏡で見る限り、例外や両者の関係の不明な者も勿論あるが、一般的には同族関係であるか、或は被官関係である。そうであるならば、北条朝直の父時房と民

部丞範重との間に被官關係を推定出来るのではなからうか。更に、この民部丞範重と大膳民部大夫範重について、嘉祿二年と貞応元年の五年という隔り、民部丞という官途から同一人物たることを推定することに無理は無い様に思われる。ここに、追加法七条の「相模守武藏守相分国々、代官一人可被相副也」という文言を想起すると、時房・泰時が各々国を分担して代官を派遣したわけであり、安芸国には泰時の有力被官平盛綱が代官として下向し、但馬国は時房の担当として、代官大膳民部大夫範重が派遣されたとは考えられないであろうか。

以下に貞応元年四月二十六日の追加法一―六条及び同年五月十八日の追加法七条に規定された使節について總括的にまとめたい。

幕府から「御使」として六波羅へ派遣された使節の任務は次の通りである。

- 1、新地頭得分の先例となる本下司得分が乏少な場合の注進
- 2、新地頭補任の庄園公領の本地頭下司得分の注進
- 3、没収地で地頭を補任していない地の注進、併せて京方武士所領で没収の地及び無実にもかかわらず、没収地として注進された所々の糺明と注進
- 4、守護地頭の非法糺明と注進

以上の任務を帯びた「御使」と六波羅より諸国に派遣された「国々代官」は別の存在であった。更に、諸国の国府に下向し、前の御使の任務について、実際の調査に当たったのはこの国々代官と呼ばれる人々であった。彼等は国府に下向し、調査を行うに際しては、国衙在庁官人を指揮し、その協力の下で実務に当たった。京方武士の注進に際しては代官自から当該武士の尋問に当たったのではなく、地頭等に京方武士の交名を作成させ、署判も地頭が当該武士に記させたのである。又、国々代官は新地頭と領家間の相論に対しては裁判権を行使している。裁判に際しては、国衙在庁

等と協力し、評定の上で裁定を下している。

「国々代官」の呼称についてであるが、相論に対する裁許状には「御使左兵衛尉平（花押）」<sup>(80)</sup>とあり、自からは御使と称している。「巡検使」という呼称は在地の人々がその様に呼んだものであり、幕府側の呼称ではない。更に、但馬守護法橋昌明は「憲法使」<sup>(82)</sup>と呼んでいる。この場合、憲法の意味は「公正な」ということであろう。即ち、公正な沙汰を行う為の使節といった意味であろうか。中原久経・近藤国平が派遣された時にも、「各可致憲法沙汰之趣」<sup>(83)</sup>起請文を提出している。

「国々代官」が派遣された諸国は六波羅探題の管国である畿内西国であると思われるが、追加法七条に見える尾張国、平盛綱の活動が史料として残されている安芸国、間接史料であるが、「国々代官」と推定し得る大膳民部大夫範重が下向した但馬国が具体的に名の知られる国々である。

「御使」として六波羅へ遣わされた人物については全く史料を欠いている。「国々代官」として派遣された人物は安芸国巡検使平盛綱が確実に知られるところであり、但馬国は憲法使大膳民部大夫範重を推定しうる。平盛綱は北条氏の有力被官であり、得宗家の家令にも任じられ、彼の一門は代々得宗被官の筆頭となっている。彼は泰時の代官として安芸国に下向したのである。他方、大膳民部大夫範重は北条時房流と所縁のある人物、或は被官と推定される。

V、寛喜三年の巡検使  
(一三三二)

寛喜三年五月十三日、幕府は追加法二十九条で「諸国新補地頭沙汰事」として、六波羅探題北条重時、同時盛宛に、同年の秋冬頃に巡検使を派遣すべきことを命じている。

一、諸国新補地頭沙汰事

右、可停止非法之由、度々雖被仰下、猶以不相鎮歟、尤不便也、十一町別給田、段別加徴、山河半分、本年貢之



外、犯過人三分一、已上如此、但領家地頭令和与、就本司之跡所々者、非沙汰之限、抑寄事於犯過、致所務煩費云々、仮令於錢百文已下之盜犯者、以一倍令・弁償、可令安堵其身、至于三百文已上之重科者、雖擲取其身、不可煩親類妻子所從、如元可令居住也、謀叛夜討類者、不可寬宥・、自今以後、若以少事、令追捕民烟、及乱罰・之地頭者、隨領家預所住民等之訴、可被改補所職、縱雖為先祖之本領、亦雖為勲功之勳賞、永不可被充行其替、然者兼可令思慮也、普先可令触廻給也、且為糺明犯否、來秋冬比、可被差遣巡檢使、其以前訴訟出来者、尋決兩方、可被注申、罪科無所遁者、可有殊沙汰之状、依鎌倉殿仰執達如件

寛喜三年五月十三日

(泰時) 武藏守 判  
(時房) 相模守 判

(重時) 駿河守 殿  
(時盛) (67) 掃部助 殿

この内容は新補地頭の非法停止を規定したものであるが、新補地頭得分については新補率法を守るべきことを定め、特に地頭等が犯過人に事を寄せて、百姓等を追捕する例があり、領家預所住民等の訴訟が絶えないので、些細な犯過によって住民等を追捕する地頭等の犯否糺明のために巡檢使を派遣すべきことを規定したものである。新補地頭得分については貞応二年以来繰返し規定されたところであり、犯過人処断については寛喜三年四月二十日定められている。<sup>(66)</sup>更に、領家方と地頭方の相論に際して、六波羅での問注に應じない地頭代等の交名を注進すべきことについて、<sup>(67)</sup>嘉祿三年と寛喜二年の二度にわたって規定している。

貞応元年の使節派遣の場合には承久の乱の事後処理のために、没収地の実態把握と新地頭の非法糺明が主要な目的であったが、今度は新地頭の領家方への非法停止、特に地頭の検断権を擬子とした領家方への侵略を停止することにあ

った。

巡検使は「為糺明犯否」とある様に現地に向し、地頭の非法について実否を糺明し、注進することを任務としていた。更に、巡検使の下向以前に領家方から訴訟が提起された場合については「其以前訴訟出来者、尋決両方、可被注申、罪科無所遁者、可有殊沙汰」とある。これ等のことから、巡検使は領家方から地頭の非法が訴えられると、事実を糺明して注進し、巡検使派遣以前に訴訟が提起された時は、六波羅探題が両方を対決せしめ、その審理結果を関東に注進し、幕府がそれについて判決を下したのである。

この追加法二十九条が六波羅に伝えられたと同時に二ヶ条の法令が通達されている。

一、諸国守護人地頭、或正員或代官、依領家預所之訴訟、自六波羅、為遂対決、遣召人、為停止非法、加下知之処、不承引之族在之云々、二ヶ度者可相触、及三ヶ度者、可注申関東之由、先日被仰下畢、而存優如之儀、不被申之由、有其聞、事実者、狼藉争可相鎮哉、於自分以後者、無容隱可令言上給……<sup>(69)</sup>

一、諸国守護人奉行事、大番催促、謀叛、殺害人之外、不可管領細々雑事等之由、故右大將家御時、被定置畢、而近年以少事偏煩所部云々、太無其謂、庄家地頭、公領檢非違所、可致何沙汰哉、然則守護人者、三箇条之外、不可致過分之沙汰、地頭檢非違所廻寛宥之計、可專乃貢勳之由、面々被遣御教書、自今以後、若有違乱之輩者、就領家預所住民等之訴訟、尋決両方、可被注申、罪科無所遁者、可令改補所職……<sup>(70)</sup>

この二通の関東御教書はいずれも守護地頭の非法停止を命じたものである。前者は守護地頭等の非法について訴訟があった場合、六波羅探題は両者を尋決し、非法があれば停止すべきことを下知し、二度まで下知を承引しなければ、三度目には関東へ注進すべきことを先に仰下したが、優如之儀をもって注進しないそうである。今後は庇うことなく注進せよという内容である。後者は守護は大犯三ヶ条以外は沙汰すべからず、地頭等も些細な犯過をもって住民

を煩わすことなく、寛宥之計をもって、住民が乃貢を納める様にすべきである。若し、この事で違乱する者は六波羅で尋決し注進すべし、罪科が明らかであれば所職を改易するというものである。前者にあっては、守護地頭の非法一般について、六波羅探題は審理の上停止を命ずるまでは出来たが、承引しない場合の科断権は関東にあったことを示す。後者では守護地頭の非法の中でも検断にかかわる事では、領家方からの訴訟によって、六波羅で両者を尋決し、探題から非法停止を下知するまでなく、審理結果を鎌倉に注進し、それにより有罪であれば所職を改易するのである。即ち、後者は追加法二十九条の巡検使派遣以前に訴訟が提起された場合について詳しく規定したものである。追加法二十九条と後者に於て検断にかかわる非法が他に比して重視されたのは、「地頭檢非違所廻寛宥之計、可専乃貢勤」とある様に、地頭等が犯過に事寄せて百姓を追捕するため、領家方年貢納入が不能となるたである。

さて、巡検使はかかる非法の糺明を任務としていたのであるが、六波羅探題が地頭の非法一般については停止を下知するのみであり、科断する権限は無く、検断にかかわる非法については停止を下知すまでもなく、審理結果を注進するのみで、科断権は関東にあったことを考えると、探題の代官として派遣された巡検使に地頭等の非法につき裁許する権限までは無かったであろう。即ち、幕府は六波羅に於ける審理を経ることなく、巡検使の注進に基づき裁判を下したのである。これによって、迅速且大量の訴訟処理を図ったのである。

寛喜三年の巡検使については、実際の活動を示す史料を見出すことが出来なかったため、何如なる人物が派遣されたか、派遣された国々はどこか、活動の期間、非法糺明のための具体的な手続等については一切明らかにすることは出来なかった。

#### Ⅵ、その他

以上の五例は後世に「巡検使」と呼ばれた使節、幕府の記録・法令中でそのように呼ばれているもの、同時代の人

々が「巡檢使」と呼んだ使節の事例を検討して来たものである。

しかしながら、この五例外にも幕府の特命を受けた使者が地方に派遣された例を見ることが出来る。以下事例に則して、それ等を検討して行きたい。

(i) <sup>(一三三)</sup>天福元年四月十六日に幕府は大風の被害対策として使者を六波羅に遣わし、出挙の利率を十割限度から五割へ引き下げたことを諸国に伝達せしめている。御使は宗監物孝尚・治部丞実成・坂上左衛門尉明定の三人であり、各々九ヶ国を担当として割当られていた。<sup>(71)</sup> 彼等は「為救窮民被定減少之法」<sup>(72)</sup> の伝達のため上洛したのである。三者中、宗監物孝尚は実務官僚、坂上左衛門尉明定は普通の法曹官僚と言われる。<sup>(73)</sup> 彼等の間で担当の国々が別かたれていることから、単なる伝達の使者とは考えられない。或は彼等は六波羅に於て、或は担当国を廻って、出挙関係訴訟を裁許したのであろうか。しかし、吾妻鏡同年七月九日条に「大風以前出挙利倍事、……而丹波国夜久郷有称神人先達之者、寄事於神威背殿制及呵責、百姓不堪其愁参云々、武州殊憐召出庭中、直問答給、仍可令計下知之旨被仰遣六波羅云々」という記事が見える。丹波は実成の担当であるが、この記事では下知は六波羅が下すことになっている。彼が六波羅に於て探題の下で出挙事件専門に担当していたことも考えられる。更に、百姓等が関東に参訴した事情も一旦六波羅に出訴した上で、埒があかないとして行なったものか、直接関東に訴えたものかも明らかではない。結局、この使節の実態は不明とする外はない。

(ii) <sup>(一八四)</sup>弘安七年五月二十七日、幕府は「守護人并御使可存知条々」という八ヶ条からなる法令を発している。<sup>(74)</sup> 以下、御使に関する条文を示そう。

一、夜討強盗山賊海賊殺害罪科事

於御家人者、召進其身於六波羅、可令注進所領、至非御家人凡下輩者、随所犯輕重、可有罪科淺深也、兩人相議、

可令計沙汰之<sup>(76)</sup>

一、悪党由有其聞輩事

所犯之条、雖無分明証拠、有風聞之說者、相尋地頭御家人之処、聞及之由差申者、於御家人者、可令召進六波羅、至非御家人凡下輩者、同可令計沙汰<sup>(76)</sup>

一、博突輩事

為守護人御使沙汰、可加禁遏、有違犯之輩者、於御家人者、可被召所領也、非御家人凡下輩事、同前<sup>(77)</sup>

以上の三ヶ条によれば、夜討強盜山賊海賊殺害人については、守護と御使が協力してその身を召捕り、御家人であれば身柄を六波羅に送り、所領を注進する。非御家人・凡下ならば、両者が協議し、裁判を行う。悪党については、分明な証拠がなくとも、風説があれば、近隣の御家人等に尋問し、風説の存在を確認した上で、御家人ならば身柄を六波羅に送り、非御家人・凡下は裁判の上処断する。博突についても両者が禁断を加え、御家人は所領を没収し、非御家人・凡下は前条と同様処断せよという内容である。

この法令は条文中にもある様に六波羅管国に派遣された御使と守護の任務を規定したものである。同じ弘安七年五月二十日に幕府は三十八ヶ条の新御式目を定めたが、その条文中に

一、九国社領止甲乙人売買、如旧可致沙汰事<sup>(78)</sup>

一、鎮西九国名主、可被成御下文事<sup>(80)</sup>

という二箇条がある。更に、同年六月二十五日、

一、鎮西為宗神領事

甲乙人等、称沽却質券之地、猥管領之由、有其聞、尋明子細、如旧為被返付、所差遣明石民部大夫行宗、長田左衛

門尉教経、兵庫助三郎政行也、大友兵庫頭頼泰法師、越前守盛宗、太宰少貳経資法師可為合奉行、或帶康元前後下知、或雖経知行年序、為活却質券地之条、無異儀者、可沙汰付之……<sup>(81)</sup>

という法令を発し、先の二ヶ条施行のための具体策として鎮西に於ける訴訟機関を創設し、同年九月十日には明石行宗宛に「名主職事」として申し送った七ヶ条の条文中で「……急速為有御沙汰、頼泰法師、行宗、肥前、筑前、薩摩、盛宗、教経、豊後、豊前、日向、経資法師、政行、肥後、筑後、大隅、……」の如く御使と鎮西守護を組合せて、その管轄を定めた。<sup>(82)</sup> 即ち、新御式目中の二ヶ条は九州に派遣された使者三人を本奉行とし、鎮西の有力守護三名を合奉行とした、所謂「鎮西特殊合議訴訟機関」の任務について規定したものである。

ところで、先の「守護人并御使可存知条々」の御使は鎮西特殊合議訴訟機関の本奉行として派遣された三人の使者を指すとする見解がある。<sup>(84)</sup> 若しそうであれば、検断沙汰に関して三人の御使は特殊合議訴訟機関とは別に、九国について各々管轄を分ち、当該守護と共に非御家人・凡下については裁判権を行使したことになる。しかし、先述の新御目中に以下の様な条文がある。

一、在京人并四方発遣人々進物、一向可被停止也……<sup>(85)</sup>  
 一、在京人并四方発遣人・所領年貢、可有御免事<sup>(86)</sup>

即ち、鎮西への御使の外に四方発遣人なる使節が諸国に派遣されたのである。この四方発遣人が「守護人并御使可存知条々」に於ける御使を指すと考えることも出来る。更に、二年後の弘安九年に以下の様な法令が発せられている。<sup>(87)</sup>

一、遠江佐渡両国悪党事

守護人無緩怠可令沙汰、於御使者、明春可令帰国也、就白状相触子細於地頭之処、兼日逐電之由依令申、不及其科歟、此日来経廻之悪党令逃散云々、其所地頭致清廉沙汰者、何可令退散哉、是又領主雖難通其科、自今以後、至如

此所者、地頭可有罪科、次押買、迎買、沽酒以下事、禁制条々、先度被仰下畢、云彼云是、於違犯之輩者、可令注申、不注進者、守護人可有其科之状、依仰執達如件

弘安九年三月二日

(貞時) 判  
相模守  
(業時) 判  
陸奥守 判

この法令中の御使を弘安七年に派遣された御使を指すと見るならば、鎮西特殊合議訴訟機関の三名の本奉行人は別の存在であり、恐らくは諸国に遣わされた四方発遣人を指すと思われる。そうであるならば、この御使は弘安七年より十年春まで在国したことが知られる。この法令は遠江・佐渡の両国守護職を兼帯する大仏宣時宛であると思われるが、遠江・佐渡は六波羅管国であったことはない。前の弘安七年五月二十七日の法令は「於御家人者、召進其身於六波羅」とあることから、六波羅管国の守護と御使に宛てて出されたものである。従って、弘安七年の御使は全国的規模で派遣されたことが知られる。

この御使Ⅱ四方発遣人はその所領の年貢を免除され、派遣された国の守護と協力し、夜討、強盜、山賊、海賊、殺害、悪党、博奕の禁制と召捕、御家人は身柄を六波羅に送り、(東国の場合は鎌倉に送ったのであろうか)非御家人・凡下輩は糺明の上処断するという強力な権限を有した。

弘安七年に幕府は鎮西特殊合議訴訟機関を設置し、御使を諸国に遣わして検断を強化したのであるが、同年五月二十日には先述の新御式目三十八ヶ条が定められている。この新御式目は將軍惟康王の政務心得、及び具体的施策を内容としている。即ち、弘安七年に矢継早に発布された関東御領の当知行人、田島在家員数の調査、河手、津料、沽酒、押買の禁制、鎮西神領興行令、訴訟機関職員(91)の綱紀肅清令等の基本法となるものである。網野善彦氏はこれ等一連の動きを当時の執権貞時の伯父安達泰盛の主導による弘安の改革とも言うべきものであり、御使の派遣も改革の一

環として位置づけられるものとされた。<sup>93)</sup>

ところで、弘安七年の御使<sup>94)</sup>四方発遣人の活動を示す史料は残存していない。鎮西特殊合議訴訟機関を構成した三人の使者は関東引付衆の出であるとされるが、四方発遣人は如何なる人々が任命されたであろうか。弘安の改革の推進者安達泰盛は御家人の利害を代表し、得宗被官<sup>95)</sup>御内人と対立関係にあり、弘安八年の霜月騒動に於て、得宗被官の筆頭平頼綱との争に敗れ、多数の御家人と共に滅亡していることを考えると、改革の重要な一環である悪党禁圧を任務とする四方発遣人に御内人を起用した可能性は少ないのではあるまいか。

(iii)、次に、幕府は鎮西特殊合議訴訟機関廃止以後設置された鎮西談議所の奉行に私曲が有るといふ訴につき、実情調査のため、正応四年に使者二名を派遣している。

一、鎮西輩訴訟事

或雖抽軍忠、奉行人依有阿党事、令漏注進、或所務相論之処、令引汲敵人之間、不注申之由、訴申輩有之、如此族訴訟事、尋究子細、可令注進之状、依仰執達如件

正応四年二月三日

(宣時) 判  
(陸奥守) 判  
(貞時) 判  
相模守 判

尾藤内左衛門入道殿

小野沢亮次郎入道殿<sup>96)</sup>

即ち、鎮西談議所の権限たる軍功の注進、所務相論の審理と注進<sup>97)</sup>について公正を欠いているという訴があるので、実否を調査するため、尾藤内左衛門入道、小野沢亮次郎入道を使者として派遣したのである。この両者はいずれも御内人である。彼等は鎮西談議所奉行人の非違を調査し、関東に注進することを任務としていた。即ち、得宗<sup>98)</sup>貞時は



得宗被官を派遣することによって、談議所の実情を直接把握することが出来たのである。

尾藤・小野沢の両使は、個別的な事件に関して裁判機関から派遣され、調査に当るのではなく、得宗から談議所の活動の実態把握のために遣わされたという点に於て、実使と区別される。  
(二一九二)

彼等が鎮西談議所の非違を監察した活動の実態を示す史料は見出しえない。但し、彼等は正応五年六月十六日に鎌倉より肥前国河上宮の造営、神事興行を命じられており、同年八月二十日にそれを受けて施行している。彼等が正応四年二月中に鎮西に下向したとすると、少なくとも一年半程は滞在していたことになる。このことから、両使は派遣以前の鎮西談議所奉行人の私曲糺明のみならず、談議所の目付役として、その活動の監察に当たったと推定出来よう。彼等が何時任務を離れたかは知り得ないが、正応六年三月に北条兼時・同時家が鎮西惣奉行として下向していることから、それ以前に任を終えていたと思われる。

(iv) 正和元年に幕府は鎮西の五社についての神領興行法を発し、その執行のため関東奉行人三名を鎮西に派遣した。この三名は明石盛行、安富長嗣、斎藤重行という関東の吏僚系の人物である。<sup>(101)</sup>

この法令は宇佐宮（弥勒寺）、宮崎宮、高良社、香椎宮、大宰府天満宮（安楽寺）を対象としたものであり、神領に年紀法を適用せず、神官・供僧等の手に神領知行する資格の無い非器輩から当該所領を返還させるといふ内容であった。<sup>(102)</sup>

三人の使者は神領興行法に関わる訴訟の審理に携わった。彼等は訴訟を受理し、事実を調査し、判断を下したのであり、鎮西探題は主体的な判断を下すことはなく、彼等の判断に基づいて裁許状を発給したにすぎないと言われる。<sup>(104)</sup>

しかし、彼等が排他的に神領回復訴訟を管掌したか否かは明らかではない。「…為問答、○月○日雖成書下、不参对之間、○月○日以奉行人<sup>長嗣・重行・盛行</sup>使者、雖遣催促状：」、即ち、先ず探題が参对を命じ、次に関東奉行人の使者が

催促をするということを示していると思われる文言を載せた鎮西探題裁許状が数通残されていることから、探題が実質的な訴訟手続に関与しなかったとも言いきれない様に思われる。<sup>(105)</sup>

神領興行法は弘安七年にも発せられているが、その際に鎮西に下向したのが鎮西特殊合議訴訟機関の本奉行人を構成した明石行宗、長田教経、兵庫助政行である。彼等が専ら神領興行と名主職安堵を任務としており、又正和元年の関東奉行人と人的構成が似ていること、特に明石行宗と盛行が父子関係であると思われることなど、<sup>(106)</sup>両神領興行令の類似は夙に指摘されている。<sup>(109)</sup>ただこの関東奉行人は鎮西五社の神領回復訴訟の迅速な処理のため派遣されたものであり、今まで見て来た使節とは聊か性格が異なる様に思われる。

(1) 三浦周行『統法制史の研究』(第二十三平氏没官領の整理)、安田元久『地頭及び地頭領主制の研究』(第三章3、第四章2・3)、友田吉之助『文治元年守護地頭設置についての再検討』(日本歴史一三二)、上横手雅敬『日本中世政治史研究』(第二章二節三・四)、義江彰夫『鎌倉幕府地頭成立史研究』(第七章一節)。

(2) 史林四五―六、後に論集日本歴史4『鎌倉政権』所収

(3) 吾妻鏡元暦二年二月五日条

(4) " " " 三月三日 "

(5) " " " 四日 "

(6) " " " 五月二十五日 "

(7) " " " 七月十二日 "

(8) " " " 八月十三日 "

(9) " " " 十二月六日 "

(10) 田中前掲書4章

- (11) 満願寺文書（川西市史）に御使左兵衛尉実基奉禁制写なる文書があり、同寺内での武士甲乙人等の狼籍停止を命ずる内容である。これは両使派遣の十四ヶ月ほど前の寿永二年十二月十日付である。『吾妻鏡人名索引』によれば、実基と名乗る人物には後藤兵衛尉実基があり、文治元年及び二年に記事が見える。年代的には両者を同一人物とすることに無理はない様に思われるが、官途が一致せず、更に『川西市史』はこの文書を疑問としている。畿内近国を管掌していた義経との関係についても問題があるため、後考をまちたい。
- (12) 1 平安遺文卷八―四二四二金勝寺文書（元暦二・四・二四） 2 同卷八―四二四三賀茂別雷神社文書（同年四・二八） 3 同卷八―四二四五書陵部所藏谷森文書（同年五・一）但し、同卷八―四二四六金勝寺文書に1と同内容の平義包・源吉基連署下知状があるが、久経・国平とこの二人の関係は不明である。
- (13) 平安遺文卷八―四二六五御池坊文書（同年七・一）
- (14) 前注（12）・（13）
- (15) 田中前掲書二章
- (16) 友田前掲書十九頁
- (17) 吾妻鏡元暦元年九月二十日条
- (18) 田中前掲書三・四章
- (19) 佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』二五九頁
- (20) 目崎徳衛氏は「鎌倉幕府草創期の吏僚について」（三浦古文化14）に於て吾妻鏡建久三年六月二十一日条所載の政所下文に別当として見える散位中原朝臣を久経に比定しておられる。（『吾妻鏡人名索引』では中原親能に比定）<sup>(一九二)</sup>
- (21) 田中前掲書二章
- (22) 吾妻鏡元暦元年七月五日・二十八日・八月二日・三日条
- (23) 平安遺文卷八―四二五九 島津家文書 源頼朝下文
- (24) 吾妻鏡文治三年六月二十日条
- (25) 吾妻鏡文治五年二月十九日条、但し、資頼は文治元年十月二十四日条、同四年三月十五日条に随兵役動仕の記事があり、何時厚免されたかは不明である。

- (26) 吾妻鏡元暦元年十月二十日条
- (27) ”
- (28) ” 建久二年一月十五日条
- (29) ” ” 六年十月八日条
- (30) ” ” 文治二年七月二十九日条、同三年六月二十日条、同年九月二十七日条
- (31) 石井進『日本中世国家史の研究』I第三章第二節
- (32) 吾妻鏡建久六年十二月二・七日条
- (33) 石井前掲書I第四章
- (34) 前注(32)
- (35) 吾妻鏡寿永元年六月一日条
- (36) ” ” 元久元年四月一日条
- (37) 清原清定は吾妻鏡建仁三年十月九日条に於て、將軍実朝の政所始に令として出席している。
- (38) 吾妻鏡元久元年四月十六日条
- (39) 佐藤進一『古文書学入門』二二五頁
- (40) 將軍家知行国「関東御分国については石井前掲書I第四章による。
- (41) 吾妻鏡貞応二年正月二十三日条
- (42) 石井前掲書I第三章三節一九四頁注(27)
- (43) 『中世法制史料集』第一卷六二頁頭注
- (44) 小早川家文書之一 小早川家証文三号
- (45) 熊谷家文書九
- (46) 小早川家文書之一 小早川家証文二号
- (47) 小早川家文書之一 小早川家証文五号
- (48) ” ” 六 ”

- (49) 小早川家文書之一 一一五号
- (50) 『尊卑分脈』第四篇、得宗被官平氏については、佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』一〇八頁、渡辺晴美「得宗被官平氏および長崎氏の世系について」(政治経済史学一一五号)にくわしい。
- (51) 吾妻鏡元仁元年閏七月二十九日条
- (52) " 文暦元年八月二十一日条
- (53) 前注(41)
- (54) 石井氏は前掲書I第一章三節に於て、幕府の国衙在庁支配権の問題に關して、安芸国巡檢使平盛綱の活動に言及しておられる。
- (55) 石井進「平氏・鎌倉兩政権下の安芸国衙」(歴史学研究二五七) 六頁
- (56) 鎌倉遺文卷六一三七五四 但馬進美寺文書
- (57) " 六一三八八七 "
- (58) 佐藤進一「鎌倉幕府守護制度の研究」
- (59) 吾妻鏡承久三年八月十日条
- (60) 前注(45)
- (61) " (44)、(46)、(47)、(48)
- (62) " (56)
- (63) " (3)
- (64) 追加法二十九(『中世法制史料集』第一卷)
- (65) " 九、十四、二十三、二十七
- (66) " 二十一、二十二
- (67) " 十八
- (68) " 十九
- (69) " 三十

鎌倉幕府に於ける地方監察の使節について (岡)

- (70) 追加法三十一
- (71) " 五十五
- (72) 吾妻鏡天福元年七月九日条
- (73) 『中世政治社会思想上』一一〇頁頭注
- (74) 追加法五三一～五三九
- (75) " 五三一
- (76) " 五三二
- (77) " 五三三
- (78) " 四九一～五二八
- (79) " 五〇九
- (80) " 五一四
- (81) " 五四四
- (82) " 五六二
- (83) 鎮西特殊合議訴訟機関についての研究は、石井良助「鎌倉時代の裁判管轄」(法学協会雑誌五七―十、五一～五四頁)、佐藤進一「鎌倉幕府訴訟制度の研究」二八五～二九二頁、川添昭二「鎮西特殊合議訴訟機関」(史淵一一〇)
- (84) 石井良助「大犯三箇条―鎌倉時代の守護の権限の研究」(『大化改新と鎌倉幕府の成立』一九六～一九九頁)
- (85) 追加法五〇一
- (86) " 五一五
- (87) " 五九三
- (88) 佐藤進一「鎌倉幕府守護制度の研究」
- (89) 追加法五二九
- (90) " 五四〇～五四三
- (91) " 五四四

- (92) 追加法五四七～五五八
- (93) 網野善彦『蒙古襲来』（小学館版日本歴史10）、二三三～三三七頁
- (94) 川添前掲書二二九～二三一頁
- (95) 鎮西談議所についての研究は、相田二郎「異国警固番役の研究」（歴史地理五八一五）、石井良助「鎌倉時代の裁判管轄——主として武家裁判所の管轄（一）」（法学協会雑誌五七―十）、佐藤進一「鎌倉幕府訴訟制度の研究」、瀬野精一郎「鎮西談議所」（社会と伝承三一―二、後に『鎮西御家人の研究』所収）、川添昭二「鎮西談議所」（九州文化史研究所紀要18）等がある。
- (96) 追加法六三―
- (97) 談議所の裁判管轄は所務沙汰に限られたと言われる。（但し、瀬野氏は検断沙汰にも及んだとされる）、追加法五九四によれば、談議所は原則的に裁断権を有し、裁許し難い事件は関東に注進することになっていたが、実態は訴訟準備機関、或は下級審的性格のものであったと言われる。（佐藤・瀬野・川添前掲書）
- (98) 河上神社文書一二二 関東御教書（佐賀県史料集成古文書編一卷）
- (99) 河上神社文書三 沙彌某等連署施行状（佐賀県史料集成古文書編一卷）
- (100) 追加法六三四
- (101) 正和元年の神領興行令については、川添昭二「鎮西探題と神領興行法」（社会経済史学28―3）・村井章介「正和の神領興行法をめぐって」（歴史学研究四五九）。神領興行の根本指針たる御事書は『中世法制史料集』巻一、三五二～三五三頁所収の参考史料「宇佐宮条々」で見ることが出来るといわれる。（川添前掲書九頁）但し、瀬野精一郎氏は正和神領興行令の存在そのものに疑問を呈しておられる。（八書評V村井章介「正和の神領興行法をめぐって」法制史研究29、一八〇頁）
- (102) 黒水文書 鎮西下知状（『鎌倉幕府裁許状集下』鎮西探題裁許状99）
- (103) 川添前掲書七頁
- (104) 村井 〃 十八頁
- (105) 宇佐宮成文書・宇佐永弘文書・宇佐奥文書・到津文書（『鎌倉幕府裁許状集下』鎮西探題裁許状45・49・53・67）
- (106) 前注（91）

(107) 上横手雅敬「弘安の神領興行令をめぐって」(『柴田実先生古稀記念日本文化史論叢』二六四頁)

(108) 村井前掲書二頁注(8)

(109) 川添 “二頁、村井前掲書十七頁

#### 四 結

以上、幕府の特命を受け、地方に下向し、監察の任に当たった使節の事例を管見の及ぶ限り検討してきた。ここで前章で述べてきたことから、その実態について整理することによりまとめたい。

a 何如なる場合に使節が派遣されたか。

(イ) 戦乱による混乱收拾のため

I、文治元年<sup>(一八五)</sup>、平家追討の混乱に乗じた武士等の狼藉停止のため、中原久経・近藤国平を派遣

II、建久二年<sup>(一九)</sup>、伊勢・志摩两国中の平家没官領で地頭未補地を調査のため、武藤資頼・平盛時に対して使者派遣を指令

以上の二例は幕府草創期の使節であり、混乱收拾と現地の実態掌握を目的としていた。

IV、貞応元年<sup>(一一三二)</sup>、承久の乱の事後処理のため、幕府は「国々代官」を畿内西国へ派遣すべきことを六波羅探題に指令

V、寛喜三年<sup>(一一三三)</sup>、幕府は守護地頭の非法停止のため、六波羅探題に対して巡検使の派遣を命令。但し、この時点では承

久の乱以後十年を経過しているが、承久没収地に補任された地頭等の非法をめぐって、領家方との訴訟が頻発していたことが、この使節派遣の原因であることから、ここに分類しておく、

(ロ) 天災による損亡対策

III、建久六年<sup>(一九五)</sup>、幕府は鎌田俊長・小中太光家を「不熟損亡之故」に「御分国巡検使」として関東御分国に將軍家知行



国に派遣、

VI-i) (二二三三)

天福元年、大風の被害対策として、出挙の利率引き下げを六波羅に伝達のため、三名の吏僚を各々管掌の国

々を分かつて派遣。但し、彼等が単に利率引き下げという政策の伝達を任務としただけであるのか、何らかその政策実施のために権限を付与されていたのか、或は出挙関係訴訟を専門に担当したとも考えられるが、その実態は不明である。

(v)、政治改革の一環として、地方の治安強化のため。

VI-ii) (二二八四)

弘安七年、「弘安の改革」の一環として、全国的に御使を派遣。御使は検断について守護と協力し、御家人の犯科は糺明の上身柄を六波羅へ送付し、その所領を注進。非御家人・几下に対しては裁判権を行使。

(二)、一地方機関の非違監察のため

VI-iii) (二二九)

正応四年、幕府は鎮西談議所の奉行人の私曲について訴があるため、事実を糺明し、注進すべきことを二名の得宗被官に命令。

(vi)、神領興行法施行のため

VI-iv) (二三三二)

正和元年、鎮西五社神領への年紀法の適用を止め、非器輩から神官供僧等への神領返還が命じられ、それにとまなう訴訟担当のため三名の吏僚が鎮西に派遣された。但し、この事例は弘安七年の鎮西特殊合議訴訟機関が神領回復訴訟を専門に管掌し、奉行人として発遣された人物が三名の吏僚であることと揆を一にする。もし天福元年の三名の使節が出挙関係訴訟を専門に取扱ったとするならば、その類似にも注目する必要がある。

b、派遣地域

派遣地域については、如何なる場合に派遣されたかという事情によって区々なのは当然である。従って、全国的規

模で派遣されたと思われるものⅡⅥ―ⅰ）、畿内近国十一ヶ国及び鎮西四国ⅡⅠ、六波羅管国と思われるものⅡⅣ・Ⅴ、関東御分国ⅡⅢ（但し、国名は特定出来ず）。特定の国を指定ⅡⅡ、鎮西談議所（所在地は博多）ⅡⅥ―ⅱ）等がある。

c 使節の権限

使節に付与された権限についても、その派遣の事情に応じて区々であるのはまた当然である。彼等の任務が調査と注進を中心とすることは勿論である。即ち、派遣の事情によって、武士等の非法、年の豊凶、没収地の実態等を調査し注進するのである。更に、これ等使節の中には管国に於ける裁判権を向与されたものも見られる。裁判権を有していたことが明らかであるものは貞応元年の「国々代官」と弘安七年の御使Ⅱ四方発遣人である。前者については裁許状が残されており、更に、彼等が裁許を行なったことを示す間接史料もある。彼等は調査注進に当っては、国衙在庁を指揮し、その協力によって任務を遂行しているが、訴訟に於ても在庁官人と評議し、裁決を下している。後者については検断沙汰の一部について、非御家人・凡下輩に対して守護と共に裁判権を行使している。

Ⅵ―ⅱ）の使節は得宗被官であり、彼等は鎮西談議所奉行人の非違の糺明と注進である。この様に、得宗被官に監察権を委ねるといふことは、得宗の私的な支配機構による幕府の正式機関の掌握を示している。<sup>4)</sup>

d 使節に任じられた人物

使節として派遣された人物は御家人と御内人に別けられ、更に武人と吏僚にも別けられる。何如なる人物が派遣されたか知り得ない事例もあるが、派遣の事情によって区々であったことはまた当然であろう。特に、使節が御家人であるか御内人であるかといふことは時の政治情況・権力の在り方とも関つて来るであろう。

以上、鎌倉幕府はしばしば地方監察のために使節を派遣している事実を知ることが出来る。しかし、これ等使節は御家人と庄園領主間の争いの集中的発生、全国的検断権に関する問題、凶作の実情調査、或は幕府機関の実態掌握等の必要に応じて随時派遣されたものであり、定期的に派遣されるものではなく、又御家人の領内支配を監察するものでもない。従つて、平時に於て御家人等を幕府権力の下に統制する機構にまで成熟したものと云うことは出来ない。それ故、武家名目抄に於ける様に治政監察機関としての巡検使というものを想定することは出来ない。その「民間の苦楽を察し年の豊凶を検する使者」という説明は建久六年の御分国巡検使についてのみ妥当するものであろう。巡検使という名称についても、同時代の幕府側史料では寛喜三年の追加法二十九条に見えるのみであり、後に編纂された吾妻鏡中に「御分国巡検使」とある。使節を受け入れる側の史料に於ては、貞応元年の使節を「巡検使」「憲法使」と呼んでいるのを見ることが出来る。更に四方発遣人という名称も見られる。一般的にはこれ等使節は単に御使と呼ばれており、巡検使の様な制度的な名称の統一があつたわけではない。即ち、鎌倉幕府は地方監察機関としての使節派遣を制度的に確立することはなかつたのである。

残された問題として、幕府は何故地方監察機関としての使節派遣を制度的に確立しなかつたか、或はし得なかつたかということがある。これは鎌倉幕府の性格に関する大問題であらう。幕府が前述の様に、御分国の国務、御家人と庄園領主間の紛争の集中的発生、全国的検断権等に関する問題が生じた場合に使節を派遣し、御家人の領内支配を監督する使節が存在しないこと、即ち幕府権力は御家人の領内支配に干渉し得なかつたこと、更には、北条氏は地方行政的色彩の強い守護職を一門に集積することによって専制的な地方支配を貫徹しようとしたこと<sup>(5)</sup>。この問題はこのような幕府権力と関係していよう。

又、使節派遣が必要に応じて随時行なわれことから、派遣の際の政治情況との関連に於て深く追求する必要がある

だろう。

更に、北条時頼、貞時による廻国伝説、又、時頼・時宗・貞時が廻国使を派遣して諸国の非違を糺断したという所伝から、得宗専制政治を密偵組織による恐怖政治ととらえる見解<sup>(6)</sup>、得宗領に廻国伝説が多く残されていることを明らかにした研究もあり、これ等廻国伝説、廻国使派遣の所伝との関連についても検討を加える必要があるだろう。<sup>(7)</sup>

本稿は地方監察を任務とした使節の実態究明を主眼としたため、これ等の問題についての検討が極めて不十分なものとなった。今後の課題としたい。

(1) 川添前章注(95) 書五・六頁

(2) 前章注(45)

(3) “ (56)

(4) 佐藤進一「鎌倉幕府政治の専制化について」(竹内理三編『日本封建制成立の研究』一一四頁)、川添前章注(101) 書三三頁

(5) 佐藤前注(4) 書一一四頁

(6) 奥富敬之「得宗専制の研究」(その三) 六六・六七頁(目白学園女子短期大学紀要3)

(7) 豊田武「北条時頼の廻国伝説」(中世史研究創刊号) 同氏『英雄と伝説』第七章一五〇頁

(付記) 本稿の要旨は昭和五五年四月十一日の早稲田大学に於ける法制史学会第三二回総会に於て発表したものである。